

2005年2月28日（月）15：05～15：50

出席：総務省自治行政局市町村課住民台帳第一係（または第二係）

伊藤係長、松谷主査、日下総務事務官

富高頼子（コンピュータ合理化研究会）、三木由希子（特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス）

（Q1）法11条3項で不正の目的の場合拒むことができるとしているが、市町村には利用目的を確認する義務があるといえるのか。

（A1）法第11条第2項で請求事由を明確にすることとし、同条第3項では不正な目的の場合は拒むことができると定めているが、確認する義務まではない。自治体の間で温度差があるので、自治体の状況によって適切な運営を行って個人情報保護に取り組んでもらっているのではないか。

（Q2）請求目的に「DMの送付」「教材の案内」「に関する調査のため」といった記載内容で請求目的や利用が不当なものではないことを確認したと解されるのか。

（A2）法11条2項で「明示」と定めているので、どのような請求目的で明示したとするかの判断は市区町村の判断になる。総務省は、昭和60年に住基台帳法が改正された際に通知を出しているが、記載は具体的なものであるべきことを市町村にアドバイスしているが、実際の運用は市町村長の判断に委ねられている。

（参考）昭和61年自治省通知

問）請求事由が具体的であるといえるためには、どの程度の記載があることを要するか。

答）「結婚のため」「世論調査のため」「職員採用・選考のため」「取材・報道のため」「債権回収・保全のため」といった抽象的な記載だけは具体性があるとはいえず、住民基本台帳又は住民票のどの部分をどのような目的に利用するのが明らかとなる程度の記載があることを要する。

（Q3）請求目的、利用目的に確認には閲覧請求者の身分確認を含むのか。

（A3）請求事由が本当かどうかについては、請求書の記載内容について確認をすれば足りる。本当かどうかについて疑義がある場合は、関係文書の提示を求めることが適当と、自治省通知では市町村に通知している。例えば、債権者が債務関係で確認をする場合は、本当に利害関係があるかどうかは確認できる。

また、請求者の本人確認については平成17年2月24日の通知¹で「請求者の氏名及び住所についても、必要に応じ官公所の発行した証明書等により確認することが適当で

¹ 総務省自治行政局市町村課長「個人情報の保護に関する法律の全面施行に伴う住民基本台帳事務の取扱いに係る留意事項について」（平成17年2月24日）

あること」としている。

（参考）昭和 61 年自治省通知

問）請求事由の真実性は、どのような方法で確認すればよいか。

答）請求事由は、原則として、請求書の記載内容によって確認すれば足りるが、その真実性につき疑義を生ぜしめる特段の事情があるときは、請求者に対し口頭で質問し、関係文書の掲示を求める等適宜の方法により確認することが適当である。

（Q4）誓約書の提出は市区町村による任意の仕組みか

（A4）請求事由の審査に当たって、市町村が提出を求めているもの。何で請求事由を確認するかは市町村長の判断による。なお、法 50 条には偽りその他不正の手段による閲覧は過料に処すとしている。

（Q5）複数の請求目的での請求は可能なのか。また、閲覧した個人情報をパソコンで入力するなどしてリスト化することは可能か。

（A5）請求目的は、市町村長が適当と認めた場合は複数理由でも可。電子化の問題は、住基台帳法の問題ではない。

（Q6）世帯別や住所順に閲覧リストが並べられている場合、世帯構成が分かってしまうが、これは住基台帳法により閲覧が予定されている範囲なのか。

（A6）あくまでも 4 情報が閲覧情報。同一住所であることと同一世帯であることは別。同じ住所でも別世帯の場合がある。また、法 7 条で世帯主と続柄は住基情報であり、住基台帳は世帯ごとに調製しているが、世帯構成情報は住基情報ではない。

（Q7）個人情報保護制度では、閲覧目的や利用目的の明確化はその後の個人情報の利用範囲に影響を与えるが、明確化はどの程度厳格に行うべきなのか。

（A7）個人情報保護法と住基台帳法は直接に関係がない。

（Q8）事業者が市町村から閲覧した個人情報であることを、個人情報の本人が確認できる仕組みがないと、個人情報保護法の施行に支障が生ずると思われるがそれについての見解。

（A8）制度上、そのような仕組みはない。個人情報保護法が施行されれば、保護法の措置が個人情報取扱事業者にかかってくることになるので、よい方向に行くのではないか。

*****以上、事前に提出した質問に対する回答。以下、上記回答を受けた質疑*****

（Q9）法 11 条 1 項に定める、「何人も...閲覧を請求することができる」とされているが、これは権利なのか。

（A9）権利である。

（Q10）住基台帳を見たい人の権利は保障されているが、見られたくない人の権利は保障されないということか。

（A10）住基台帳法が公開を原則にしているので、そのようなことを予定していない。

（Q11）閲覧されたくない人が、DV・ストーカー被害者以外がオプトアウト（リストからの削除）を求めた場合、自治体はそれを行うことができるのか。

（A11）できない。

（Q12）Q8 だが、閲覧者が閲覧した内容を市町村が保存をしていないと、事業者が保有している自分の情報の出所が住基台帳であることを確認できない。聞いている話では、DM を受け取った市民が送った業者に電話をすると、大量閲覧制度で自治体から取得した情報と説明を受けることがよくあるということだ。それをきいて市町村に市民が苦情をいうが、当の市町村の方では閲覧に来た覚えのない事業者であることもあるようだ。個人情報保護法では個人情報取扱事業者を規制し個人情報の本人の権利を保障しているが、自治体に正確な記録が残されていないと本人が確認できない。そのため、個人情報保護法との関係でも、不正な目的で利用されていないかという法 11 条 3 項の規定からも、不可欠といえると思うが、これも市町村の運用にすべてゆだねられているということか。

（A12）そういうことになる。

（Q13）Q6 の関連だが、世帯情報というのが重要なのではなく、住所順、世帯順に並んだリストからは、1 人暮らしであるか、高齢者 2 人暮らしであるかなどのかなりセンシティブな情報が結果的に分かってしまうということが問題。それは予定の範囲内なのか。

（A13）最終的には市町村の運用であって、請求内容をきちんと確認していれば足りる。

（Q14）閲覧した情報を電子化することは、請求目的に書いていなくとも請求目的範囲内ということになるのか。例えば、DM を送るためにラベル化するために電子化すると、その後の利用範囲や廃棄については紙媒体よりも追跡が難しくなる。ラベル化するため

の電子化は、DM を送るためという利用目的の範囲になるのか。

（A14）それは個人情報保護法などにより適正に扱われることになる。電子化して保存した場合、法律としてすぐに消去させるということは難しい。そこまで厳格に審査し、事後的な取扱いまで報告させることができるとのことだが。

（Q15）閲覧請求者を確認するために、身分証明や法人登記簿などの提示を求めることについて、一部の自治体ではそうする根拠がないという説明をしているところがあるが、根拠はないということによいのか。

（A15）請求事由の確認の中には、請求者の確認が含まれている。Q3 の通り、本人確認のための情報として身分証や法人登記簿を求めることが適当。

（Q16）偽りその他不正な手段での閲覧に対しては過料に処するとされているが、今回、調査した結果 DM を使った悪質商法で行政処分を受けていた事業者の閲覧が確認された。請求目的はパソコンに関するアンケートだったが、こういう場合が過料の対象となるのか。

（A16）アンケート目的でアンケートを送っていれば一概には言えない。

（Q17）結果として消費者被害が起こっていても、住基台帳法は関係ないということか。アンケートを送っているかもしれないが、その中に景品や賞品を餌にした悪質商法が含まれていた場合でもか。

（A17）偽り等の手段による閲覧ということになれば、過料の対象となる。過去に、過料が課された事例がある。

（Q18）過料は、住民票の写しの交付の関係でのものか、それとも大量閲覧でか。

（A18）どちらかは記憶していない。

（文責 三木由希子）

これは、総務省市町村課へ行き、話をした際にとったメモと記憶している範囲の内容を再現したものです。記載内容については不正確な内容を含む可能性がありますので、参考資料にとどめてください。また、事後に一部修正する可能性があります。修正した場合は、修正日時を明示した形で再掲載します。